17　各対象会計年度において取戻繰延税金負債を後入先出法又は先入先出法により算出する場合において、当該取戻繰延税金負債に係る第三十八条の三十二第二項第一号又は第二号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債につき第二十二項の規定の適用を受けた対象会計年度（以下この項において「適用対象会計年度」という。）以後の各対象会計年度に係る第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る部分の金額に限る。）は、第十五項の規定にかかわらず、当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債のうち、当該適用対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの及び当該適用対象会計年度以後に計上されたものの順に取り崩されたものとみなした場合における第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額とする。

18　特定短期繰延税金負債が特定短期繰延税金負債に該当しないこととなつた場合におけるその該当しないこととなつた対象会計年度以後の各対象会計年度における前三項の規定の適用については、第十五項に規定する移行対象会計年度前繰延税金負債には、その該当しないこととなつた繰延税金負債（当該対象会計年度開始の時までに取り崩されなかつたものに限る。）を含むものとする。

第三十八条の二十九第一項第一号中「当期純損益金額に係る対象租税の額（法人税等調整額を除く。以下第十項まで」を「配分可能当期対象租税額（同号に規定する配分可能当期対象租税額をいう。以下この条（次項及び第三項を除く。）」に、「の対象租税の額」を「の配分可能当期対象租税額」に改め、「の金額」の下に「（当該金額に当該恒久的施設等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）」を加え、同条第二項及び第三項中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「同号に規定する配分可能当期対象租税額」に、「金額と」を「金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）と」に改め、同条第四項中「及び次項」を削り、同項第一号中「以外の所得の金額　イ」を「（前条第五項に規定する受動的所得の金額をいう。以下この項及び第七項第二号において同じ。）以外の所得の金額　イ」に改め、「にハに掲げる割合を乗じて計算した金額」を削り、同号イ中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額。次号イにおいて同じ。」に改め、「算入される金額」の下に「（当該受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分の金額に限る。）」を、「の金額」の下に「（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）」を加え、同号ハを削り、同項第二号を次のように改める。

二　受動的所得の金額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額（当該残額と前条第六項第一号に規定する受動的所得被配分繰延対象租税額とを合計した金額が同条第四項第四号ロ(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該残額に係る部分の金額）

イ　当該親会社等の配分可能当期対象租税額のうち外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　当該親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

第三十八条の二十九第五項及び第六項を削り、同条第七項中「及びロに掲げる要件の全てを満たす」を「又はロに掲げる会社等のいずれかに該当する」に、「以下この項及び次項において「構成員」を「同号に規定する対象会社等に該当するものに限る。以下この項において「構成員等」に、「により当該構成員」を「により当該構成員等」に改め、「係る所得の金額」の下に「（当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合における同項第二号の対象導管会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額及び当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十七第一項（第二号に係る部分に限る。）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第七項第三号において同じ。）の規定の適用を受ける場合における同条第一項第二号の対象各種投資会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額を含む。）」を加え、同項第一号中「以外の所得の金額　イ」を「（前条第八項に規定する受動的所得の金額をいう。以下この項及び第七項第三号において同じ。）以外の所得の金額　イ」に改め、「にハに掲げる割合を乗じて計算した金額」を削り、同号イ中「構成員」を「構成員等」に、「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、「規定の」を削り、「の対象租税の額」を「の配分可能当期対象租税額。次号イにおいて同じ。」に、「金額（当該受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額（当該金額に」を「個別計算所得等の金額に含まれない収入等」に、「に限る。」を「がある場合には、当該金額を減算した金額」に改め、同号ロ中「構成員」を「構成員等」に改め、同号ハを削り、同項第二号を次のように改める。

二　受動的所得の金額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額（当該残額と前条第九項第一号に規定する受動的所得被配分繰延対象租税額とを合計した金額が同条第四項第五号ロ(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該残額に係る部分の金額）

イ　当該構成員等の配分可能当期対象租税額のうち当該構成員等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　当該構成員等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

第三十八条の二十九第七項を同条第五項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、「の金額」の下に「（当該金額に同号の構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7　配分会社等（令第百五十五条の三十五第三項第一号に規定する恒久的施設等を有する構成会社等若しくは共同支配会社等、同項第四号に規定する親会社等、同項第五号に規定する対象会社等又は同項第六号に規定する親会社等をいう。以下この項及び第九項において同じ。）が特定法人税法の規定の適用を受ける場合における同条第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額（特定外国子会社合算税制等に係るものを除く。第二号において同じ。）、同項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額、同項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一項又は前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　令第百五十五条の三十五第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額　当該配分会社等の特定配分可能当期対象租税額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（当該金額に同号に規定する恒久的施設等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）

イ　当該恒久的施設等に係る配分基準額